

○世界自然遺産登録庁内調整会議設置要領

平成 24 年 7 月 2 日

（設置）

第 1 条 阿寒湖の世界自然遺産登録に向けた庁内の緊密なる連絡・情報共有及び、総合的に調整を図るため、世界自然遺産登録庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 調整会議は、別表の職員をもって組織する。

（所掌事項）

第 3 条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）世界自然遺産候補地登録に向けた情報共有に関する事項
- （2）マリモの希少性など候補地登録に向けた展開方法の検討に関する事項
- （3）庁内の合意形成に関する事項

（主宰）

第 4 条 調整会議は、第 2 条別表の副市長が主宰し、会議の議長となる。

- 2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する部長がその職務を代理する。

（開催）

第 5 条 調整会議は、議長が随時招集し開催する。

（庶務）

第 6 条 会議の庶務は、総合政策部都市経営課において行う。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

第2条別表

副市長
阿寒町行政センター長
総合政策部長
市民環境部長
産業振興部長
生涯学習部長
都市経営課長
市民協働推進課長
環境保全課長
湿原保全主幹
観光振興監
阿寒観光振興課長
阿寒町行政センター次長（地域振興課長）
阿寒町行政センター次長（阿寒湖温泉支所長）
生涯学習部次長（生涯学習課長）
阿寒生涯学習課長
マリモ学芸主幹